

新潟県ミニバスケットボール連盟加盟規定

第1条(目的)

この規定は、新潟県ミニバスケットボール連盟への円滑な加盟手続きを行うために定めるものである。

第2条(定義)

1 加盟登録とは、1チームが新潟県ミニバスケットボール連盟に届け出てチーム登録されることである。

2 1チームとは、

- (1) 新潟県ミニバスケットボール連盟に登録したチームである。
- (2) 競技者は、12歳以下の小学生児童である。
- (3) 男女別々のチームである。
- (4) 単独のチームである。

以上で組織されたチームである。

第3条(加盟の義務)

新潟県ミニバスケットボール連盟にて、ミニバスケットボール競技を行うチームは、この規定に基づき新潟県ミニバスケットボール連盟に加入しなければならない。

第4条(加盟チームの権利)

新潟県ミニバスケットボール連盟加盟チームは、新潟県ミニバスケットボール連盟の規約に示す範囲において、次の権利が生ずる。

- 1 新潟県バスケットボール連盟が主催及び共催する大会や講習会などへの参加。
- 2 日本バスケットボール協会、日本ミニバスケットボール連盟、各都道府県バスケットボール協会及び各ミニバスケットボール連盟等の主催する事業への推薦。

第5条(加盟チームの義務)

- 1 加盟チームは、新潟県ミニバスケットボール連盟の定める加盟料を(財)日本バスケットボール協会を通じて納入しなければならない。
- 2 加盟チームは、新潟県ミニバスケットボール連盟の規定に従わなければならない。

第6条(二重登録の禁止)

チーム加盟の競技者は、一人1チームとし、二重登録を認めない。

第7条(加盟の申請)

- 1 各地区理事は、毎年所定の期日までに地区所属全チームをまとめ、加盟の手続きをしなければならない。(以降 削除)
- 2 各地区理事は、新潟県ミニバスケットボール連盟所定の加盟届出書に、各地区登録全チームを責任をもって審査し、必要事項を記入するとともに、加盟届出書を期限までに新潟県ミニバスケットボール連盟に送付する。加盟届出書は、複写して1部を各地区理事が保存用として残し、保管すること。

第8条(加盟の追加変更)

- 1 追加加盟は、期日以降新しく結成したチームが各地区理事に申請し、地区理事は新潟県ミニバスケットボール連盟に申請を行う。新潟県ミニバスケット

トボール連盟及び日本ミニバスケットボール連盟の承認を得て、加盟することができる。

- 2 追加変更は、新潟県ミニバスケットボール連盟及び日本ミニバスケットボール連盟の承認後3ヶ月経た時その効力を発する。
- 3 同一年度内の競技者の移籍は認めない。ただし、転校が事由の場合は認める。新潟県ミニバスケットボール連盟及び日本ミニバスケットボール連盟の承認後1ヶ月を経た時その効力を発する。
- 4 新規の競技者登録については、年間を通して認める。ただし、新潟県ミニバスケットボール連盟及び日本ミニバスケットボール連盟の承認を経た時その効力を発する。

第9条(審査及び違反に対する処分)

- 1 加盟に関する審査は、この規定に基づき各地区理事が行い、新潟県ミニバスケットボール連盟の承認を得るものとする。ただし、承認は期限までに(財)日本バスケットボール協会に送付、送金された時点とする。
- 2 この規定に違反した加盟チームは、新潟県ミニバスケットボール連盟の理事会で審議し、処罰することがある。
- 3 処罰は、加盟の取消、一定期間の権利の停止、その他とする。

第10条(疑義、紛争の解決)

この規定に定めていない事項又は疑義、紛争が生じた場合は、新潟県ミニバスケットボール連盟の常任委員会で協議し、処理する。当該チーム及び関係者は、常任委員会の判断・決定に従うものとする。

附則

- 1 この他、加盟規定に関する新潟県ミニバスケットボール連盟の方針は、日本ミニバスケットボール連盟の『ミニバスケットボールの加盟規定についての方針(確認)』(平成9年3月28日全国理事会で承認された内容)に準ずる。
- 2 この規定は、平成14年4月1日より施行する。

平成22年4月23日登録システム変更により一部改正